歳以上の方を対象に

後期高 齢者医療制度 始まります

後期高齢者医療制度が 4月から始まります

が等しく負担する「被保険

に算定され、

被保険者全員

ります。 す (65歳以上75歳未満で一保険者は、75歳以上の方で 後期高齢者医療制度が始ま の老人保健制度にかわり、 この制度の対象となる被 平成20年4月から、

れ 務は各市町村が行います。 道後期高齢者医療広域連合 定の障がいがあると認定さ た方も対象となりま 届出などの窓口業 保険料の徴収や各 制度の運営は北海

種申請、 が行い、

保険料の仕組みは?

国·道·市町村

約5割

(総所得金額等 - 基礎控除額33万円)× 所得割率9.63%

年間の所得が5,074,102円以上の方の保険料は、50万円です。

保険料額に100円未満の端数が出た場合、その端数は切り捨てます。

からの公費

で構成されます。 代からの支援金 (約4割) の公費 (約5割)、 割)と国や道、 Ļ で支払う一部負担金を除く と、患者が医療機関の窓口医療給付等に必要な財源 被保険者の保険料 (1 被保険者ごと 市町村から 現役世

【表1】。 険料率」で計算されます

額と所得割率からなる「保

個人の保険料は、

均等割

所得割額

険料率は?

【表1】保険料額の求め方

均等割額 43 ,143円

医療を給付するために必要な財源 保険

料

割

現役世代か らの支援金 約4割

担する「所得割額」に区分 額」)」と所得に応じて負 者均等割額 (以下「均等割

度施行時から6年間、 的に軽減されます。

暫定

い市町村の保険料率は、制老人医療給付費が著しく低ですが、一人当たりの平均基本的には、道内で均一

均等割額

所得

定された保険料条例で 定された保険料条例で決日開会の広域連合議会で制 割率が9・63%です。 が 4 万 3 7 4 3 円、 険料率は、平成20・21年度 本町にお住まいの方の保 において、 これは、平成19年11月22 年間、

保険料の軽減と免除は?

まったものです。

割額が軽減されます 者は、 額等の状況に応じて、 所得が低い世帯の被保険 世帯全体の総所得金 均 等 表

とから、 2 年間、 平成20年度は特例として保 均等割額が5割軽減されま 保険料の負担がなかったこ 険料を9月まで徴収せず、 されていた方は、 被用者保険の加入者に扶養 また、 なお、これらの方は、 所得割がかからず 加入する前日まで 激変緩和のため、 これまで

その後の半年は均等割額の

「主っ」均等割額の収減

【表2】均等割額の軽減							
総所得金額等が下記の金額以下の世帯	軽減割合 (軽減額)	均等割額					
33万円	7割軽減(30,201円)	12 ,942円					
33万円 +(24万5,000円×世帯に属する被保険者数)	5割軽減(21,572円)	21 571円					
33万円 +(35万円×世帯に属する被保険者数)	2割軽減 (8,629円)	34 514円					

5割軽減に係る「世帯に属する被保険者数」の判定は、被保険者である世帯主は除きます。 65歳以上の方の公的年金等に係る所得については、その所得の金額から特別控除として15万円 を差し引いた額を総所得金額等として判断します。 世帯主が被保険者ではない場合でも、その世帯主の所得は、軽減の判定の際の対象となります。

そのほか、 災害などで重

となります。

2

0

円の負担

減免される場合があります。 申請することで、 が困難な方は、 別な事情で生活が著しく困 大な損害を受けたときや特 保険料を納めること 広域連合に

保険料を納める方法は? 保険料は、原則、 介護保

険料と同様に、 ただし、年金受給額が年 年金から自

動的に納付されます。

額18万円未満の方や、 後期

法で納めることになります 各市町村の条例で定める納 の2分の1を超える方は、 険料の合計額が年金受給額 高齢者医療保険料と介護保 納付書などの方

年間の保険料額は? 本町にお住まいの被保険

年間に支払う保険料 50万円となってい保険料の年間の限 を参考にし 後期高齢者 医療制度の 主なポイント

額は、 者が1

【表3】

てください。

なお、

ます。 度額は、

被保険者一人ひとり が、負担能力に応じ て公平に保険料を支 払うことになります。

2

被保険者証が一人に 一枚ずつ交付され医 療機関で診療を受け るときは、この被保 険者証のみを提示す ることになります。

3

医療機関の窓口での 自己負担割合は、現 行の老人保健医療制 度と同じく1割(現 役並み所得者は3 割)です。

4

医療保険と介護保険 のサービスを両方利 用して自己負担が著 しく重くなる方々の 負担を軽減します。

【表3】平成20・21年度における個人の 後期高齢者医療保険料額の試算(年額)

この表は、年間の保険料額がどの程度になるかを試算したものです。被保 険者それぞれの保険料は、平成20年4月以降に送付する保険料決定通知書で お知らせします。

例1)1人世帯の場合

年金収入金額	150万円	200万円	250万円	300万円	350万円	400万円
保険料額	12 ,900円	79 ,700円	136 500円	184 ,700円	228 ,000円	264 ,100円

例2) 夫婦2人世帯の場合(2人とも75歳以上)

年金収入	夫	150万円	200万円	250万円				
金 額	妻	50万円	50万円	50万円				
保険料額	夫	12 ,900円	79 ,700円	136 500円				
木 宍 木 十	妻	12 ,900円	34 500円	43 ,100円				

夫婦2人世帯の場合、 夫の年金収入の額で判 定すると、収入が168 万円以下は7割軽減、 192万5千円以下は5割 軽減、238万円以下は 2割軽減です。

要なものは?

必要なものもあります。 給付を行いますが、 病気やけが、死亡に関して 病気やけがでかかった医

現行の国保や老人保健制度 給付される葬祭費などで、 被保険者が死亡した場合に が給付される高額療養費や 自己負担限度額を超えた分 と基本的には同じです。

受けられる給付で申請が

後期高齢者医療制度では 申請が

療費が高額になった場合に

必 合に、その世帯の負担を軽計額が著しく高額になる場 減します。 ビスの利用者負担の合

かった自己負担と介護保険

組みが設けられ、

医療でか という仕 高額介護

合算療養費制度」

また、新たに「

査を実施します。 い。なお、広域連合では、護医療係へ申請してくださ 同じく、 別途お知らせします。 後期高齢者に対する健康診 これらの給付を受けるに 現行の老人保健制度と 役場保健福祉課介

問い合わせ先

役場保健福祉課介護医療係

52

5 0 1

1

2 9 0

5 6 0

111 広報みなみふらの